入　札　の　公　告

【 整理番号 265 】

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年10月13日

北海道空知総合振興局長

1　入札に付する事項

(1)　工事等の名称

東雁来江別線舗装（特）工事（補正）

(2)　工事等の場所

江別市

(3)　工事等の期間

この工事は、「フレックス工期制」による工事である。

令和8年11月26日から令和9年3月23日までの期間内で、落札者が申し出た期間を工期とする。

(4)　工事等の概要

切削オーバーレイ（再生細粒度ギャップアスファルト混合物As、ｔ=4cm）／A=1,170m2

ペイント式区画線工（破線・15cm・加熱）／L=70m

ペイント式区画線工（実線・15cm・加熱）／L=90m

ペイント式区画線工（実線・15cm・常温）／L=180m

(5)　この工事は、競争参加資格確認申請書提出の際に自己採点申請書及び工事施工成績の評定結果等（以下「技術評価項目」という。）を受け付け、適切な施工体制が確保されることの評価（以下「施工体制評価」という）をし、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式の試行工事のうち、自己採点申請書により、落札候補者を選定し、落札候補者から提出のあった技術資料に基づく評価の審査を開札後に行う評価点事後審査方式の試行工事である。

(6)　分別解体等の義務付け

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積った上で、入札を行うこと。

(7)　北海道インフラゼロカーボン試行工事

この工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。

受注者は契約後、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を発注者に提案し取組を実施することができる。

この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。

(8)　建設キャリアアップシステム活用モデル工事

本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の試行対象工事である。受注者は、建設キャリアアップシステムの活用を希望する場合は、工事着手前に発注者へ協議を行い、協議が整った場合に試行を実施するものとする。

(9)　ＡＩ活用試行工事

この工事は、受注者の提案によるＡＩ技術の活用を通じて、施工の効率化や品質の向上、安全性の向上を図る取組を推進する「ＡＩ活用試行工事」の対象工事である。

受注者は契約後、当該工事において、ＡＩ技術活用に関する取組を発注者に提案・協議し取組を実施することができる。

この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。

(10)　**設計変更重視型発注方式試行工事**

この工事は、契約対象の一部の数量、単価及び歩掛を簡略化することなどにより、入札時の設計図書作成を簡素化し、設計変更手続きを重視する「設計変更重視型発注方式」の試行工事である。

「設計変更重視型発注方式」の試行工事において、入札参加資格者等から設計図書に関する誤り又は不一致等の質問があった際には、内容等を確認しその影響が軽微であると支出負担行為担当者が判断した場合、その時点で修正は行わないが、契約締結後、現地確認の結果等を踏まえ、設計変更を行う旨、入札参加資格者等に通知する。

なお、発注者自らが設計図書の誤り等を発見した場合も、その影響が軽微であれば修正を行わずに、契約締結後、現地確認の結果等を踏まえ、設計変更を行うこととする。（詳細は特記仕様書を参照すること。）

2　電子入札等に関する事項

(1)　本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者に紙参加届出書を提出することで紙により入札に参加することができる。

(2)　電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。

(3)　電子入札システム運用時間は毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。

(4)　その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。

(5)　本工事の契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービス（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して契約内容を記録した電磁的記録で行うこと（以下「電子契約」という。）ができる。

(6)　電子契約サービスに障害等が発生し電子契約の続行が困難な場合には、紙契約とする場合がある。

(7)　その他電子契約に係る運用は、「電子契約サービス利用要領」によるものとする。

3　入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、次の要件をすべて満たしていること。

(1)　**発注工事に対応する令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち舗装工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。**

(2)　競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(3)　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4)　**北海道における舗装工事の競争入札参加資格の格付が、A等級又はB等級に格付けされていること。**

(5)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(6)　建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号一般建設業者であること。

(7)　**空知、石狩（総合）振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書記様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有すること。**

⑻　過去15年間（平成23年度から令和7年度）に、本工事と同種で、かつ、概ね同規模と認められる官公庁発注工事を元請として施工した実績を有する者であること。
　なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

⑼　次の要件を満たす者を監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）として工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第３項第１号の規定の適用を受ける監理技術者等又は同項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合若しくは同法第26条の５第１項の規定の適用を受ける監理技術者等（以下「営業所特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。
(ア)　建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。
(イ)　競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。
　また、監理技術者については、監理技術者補佐（建設業法第26条３項ただし書に規定する者をいう。）を工事に専任で配置した場合は、専任を要しない。
　なお、工事１件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に定める金額に満たない場合は、技術者の専任は要しないものとする。

⑽　上記⑼ただし書きにおける専任特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の(ｱ)又は(ｲ)の要件及び(ｳ)～(ｴ)の要件を満たしていること。
(ア)　建設業法第26条第３項第１号の規定の適用を受ける監理技術者等を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。
a　本工事及び他の工事それぞれの請負代金の額が、１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。
b　本工事現場と他の工事現場との間（以下、「工事現場間」という。）の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の片道の移動時間がおおむね２時間以内であること。
c　入札参加者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。
d　本工事に配置する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。
　なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。
e　本工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。
　なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものであること。
f　次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
(a)　建設業者の名称及び所在地
(b)　監理技術者等の氏名
(c)　監理技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第１項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
(d)　本工事に係る次の事項
　ⅰ　工事の名称及び工事現場の所在地
　ⅱ　工事の内容（建設業法別表１上段の建設工事の種類）
　ⅲ　工事の請負代金の額
　ⅳ　工事現場間の移動時間
　ⅴ　下請次数
　ⅵ　連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載
　ⅶ　施工体制を把握するための情報通信技術
　ⅷ　現場状況を把握するための情報通信機器
g　監理技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
h　監理技術者を設置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。

(イ)建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。
a　建設業法第26条第３項第２号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。
b　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
　なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例の場合の監理技術者等に求める技術検定種目と同じであること。
c　監理技術者補佐は、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。
d　監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
e　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
f　監理技術者が兼任できる工事は札幌建設管理部管内の工事でなければならない。
(ウ) 同一の専任特例の場合の監理技術者等を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
(エ) 専任特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
(オ) 監理技術者を設置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。

(11) 上記⑨ただし書きにおける営業所特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の(ｱ)～(ｳ)の要件のいずれかを満たしていること。
(ア) 監理技術者等を専任で配置する必要がある工事は、以下の全てを満たすこと。
a　特定営業所技術者若しくは営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
b　兼務する工事の数は、１を超えないこと。
c　本工事の請負代金の額が、１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。
d　営業所から本工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ本工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、本工事現場と営業所との間の片道の移動時間がおおむね２時間以内であること。
e　入札参加者が注文者となる下請契約から数えて、下請次数が３を超えないこと。
f　本工事に配置される営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。
なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。
g 本工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。なお情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。
h 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、本工事現場に備え置くこと。
(a)　建設業者の名称及び所在地
(b)　営業所技術者等の氏名及びこれらの者の置かれている営業所の名称
(c)　営業所技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績
(d)　本工事に係る次の事項
ⅰ　工事の名称並びに契約を締結した営業所及び工事現場の所在地
ⅱ　工事の内容
ⅲ　工事の請負代金の額
ⅳ　営業所から本工事現場への移動時間
ⅴ　下請次数
ⅵ 連絡員の氏名、所属会社及び工事に関する実務の経験の内容
ⅷ　現場状況を把握するための情報通信機器
ⅶ　施工体制を把握するための情報通信技術い
i　営業所技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
j 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
k 営業所特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
l 監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。
(イ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成15年４月21日付国総建第18号）は、以下の全てを満たすこと。
a 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
b 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
c 営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
d 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
(ウ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（ 上記(ｲ)の場合以外）は、上記(ｱ)の要件を全て満たすこと。
専任特例の場合の監理技術者等を活用する場合は営業所特例の場合の監理技術者等を活用できず、営業所特例の場合の監理技術者等を活用する場合にあっても、上記コ(ｱ)～(ｳ)の併用はできない。

(12) 専任特例の場合の監理技術者等を活用する場合は営業所特例の場合の監理技術者等を活用できず、営業所特例の場合の監理技術者等を活用する場合にあっても、上記コ(ｱ)～(ｳ)の併用はできない。
(13) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
(14)　本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
(15)　入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
なお、(14)及び(15)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。また、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第４条第２項に該当しない。
(ア) 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
a　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
b　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
(イ) 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。
a　一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第２条第１項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合
b　一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
(16)　**その他本工事の実施にあたり特段に必要となる資格等の要件がある場合は、別記（その他本工事の実施にあたり特段に必要となる資格等の要件）に別途記載する。**
4　競争参加資格確認申請書等の提出期間等
(1)　申請書等
ア　入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に、(2)の書類（以下「関係書類」という。）の電子ファイルを添付（(2)のウを除く電子ファイルは、画面の「添付資料」の枠に、(2)のウの電子ファイルは、画面の「提案書」の枠に添付すること。）して、電子入札システムにより提出しなければならない。
イ　入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙により入札に参加する場合（以下「紙参加」という。）は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に(2)の書類を添付して紙により提出しなければならない。
ウ　関係書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第２章４－２に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより送付・持参提出通知書を提出の上、添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。
(2)　添付書類
ア　類似工事施工実績調書
イ　類似工事施工実績を証明する書面（契約書等の写し、設計書の写し、共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し又はCORINS登録の写し、若しくは公告日に有効な類似工事施工実績登録書の写し）。
ウ　技術評価項目申請書（自己採点申請書を含む。）
エ　特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、その都度提出すること。）
オ　その他支出負担行為担当者が必要と認める書類
①アスファルトフィニッシャを保有していることを証する書面（車検証（写）、リース契約書（写）等）
②１級舗装施工管理技術者資格者証（写）（技術評価項目申請書に添付の場合は省略可）

⑶　自己採点申請書における技術評価項目の内容

技術評価項目の内容は、次表及び「落札者決定基準」において定める内容とする。

評価項目			内容に関する留意事項
企業の施工能力	工事施行成績		①全道における各建設管理部発注の本工事と同じ入札参加資格による工事で、過去２年間（令和6年1月1日から令和7年12月31日まで）（過去２年間に実績がないものは過去４年間（鋼橋上部工事については、過去８年間））に完成した工事の工事施行成績評定結果を記載する。（平均点は、単体企業・共同企業体の構成員ともに小数第２位を切り捨て、小数第１位まで記載すること。確認書類（評定結果通知書）は添付不要。） ②記載様式は、様式－４－１とする。
	北海道建設部工事等優秀者表彰		①当該工事と同じ入札参加資格の種類による過去３年間（ 令和5年度～令和7年度）の北海道建設部工事等優秀者表彰（知事感謝状）の有無を記載する（本工事と同じ入札参加資格の工事部門に限る。）。 ②過去３年間の北海道新技術・新製品開発賞（道経済部）の受賞の有無を記載する。 〈申請について〉 ・申請は、工事を落札するまで申請ができる。　ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の評価は、０点として評価値を算出する。 　なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断する。 　また、同一入札日であっても当該工事が施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）となった場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後に判断する。 ・共同企業体で構成員の複数に表彰実績がある場合においても単体の場合と同様の取扱いとし、申請による落札以後は、その構成員は申請することはできない。 ③記載様式は、様式－４－２とする。
	札幌建設管理部工事優良企業表彰		①当該工事と同じ入札参加資格の種類による過去２年間（ 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）の札幌建設管理部工事優良企業表彰の有無を記載する（本工事と同じ入札参加資格の工事部門に限る。）。 〈申請について〉 ・申請は、工事を落札するまで申請ができる。　ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の評価は、０点として評価値を算出する。 　なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断する。 　また、同一入札日であっても当該工事が施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）となった場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後に判断する。 ・共同企業体で構成員の複数に表彰実績がある場合においても単体の場合と同様の取扱いとし、申請による落札以後は、その構成員は申請することはできない。 ③記載様式は、様式－４とする。
	ISOマネジメントシステムの取得		①ＩＳＯマネジメントシステム（ISO9001）の取得の有無を記載する。（認証登録の有効期限が公告日以降であること。） ②記載様式は、様式－４－１とする。
	地域精通度 （施工実績）		①工事箇所と同じ地域における、各建設管理部発注工事の施工実績を記載する。 ②記入要領等 　過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績（平成23年4月1日から令和8年3月31日までに元請として完成し、その後、引渡が完了した工事。）のうち、請負金額が５百万円以上の工事１件について記載すること。 ・受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。 ・工事施行実績を証明するものとして、CORINS登録内容確認書・竣工時受領書又は契約書の写し並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写しを添付すること。 ・評価の対象とならない工事実績については、記載不要。 ③記載様式は、様式－４とする。
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格		①主任(監理)技術者は、予定者の氏名及び評価に係る資格等を記載する。 　技術評価項目申請書提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。 ②資格に係る添付書類 ・資格者証、合格証明書、技術士登録証（選択科目が要件となる場合は技術士登録等証明書）等、資格の記載内容が確認できるものの写し。 ③記載様式は、様式－５とする。
	主任（監理）技術者の継続教育		①継続教育（ＣＰＤ） 　（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）土木学会、（公社）日本技術士会で実施している継続教育（ＣＰＤ）を配置予定技術者が取得した単位を評価する。その取得した単位を記載するとともに証明書を添付すること。（令和7年度の１年間又は令和8年3月31日までに取得した単位。） ②記載様式は、様式－５とする。
	主任（監理）技術者の建設管理部優良現場代理人表彰		①優良現場代理人表彰 　配置予定技術者について、過去3年間（令和5年度～令和7年度）の各建設管理部における現場代理人表彰の有無を記載し、有る場合には表彰状の写し等を添付する。 ②記載様式は、様式－５とする。
担い手の育成・確保	新規の雇用		①令和8年4月1日時点で3か月を超える継続雇用関係にある、過去５年以内（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に学校教育法に定める各学校等を卒業・修了した者又は過去5年以内に他建設業者を離職した者を記載する。 ②卒業・修了又は離職の内容がわかる資料及び雇用関係が確認できる資料の写しを添付すること。 ③記載様式は、様式－６－３とする。
	人材育成（技術者の育成）		①令和7・8年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「人材育成（技術者の育成）」の審査において評価された企業、又は同等の取組を行った実績のある企業を評価対象とする。 ②記載様式は、様式－６－７とする。
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度		①主たる営業所（又は本店かつ営業所）の名称及び所在地（市町村名）を記載する。 ②記載様式は、様式－７－１とする。
	その他	プラントの所有	①北海道内において、自社経営又は共同経営している舗装プラントの有無を記載する。（公告時点で休止中のプラントを除く。） ②プラント名（社名）、所在地（市町村名）及び所有者を記載する。 ③プラントを複数所有している場合は、評価値が最も高くなると予想されるもの１つについて記載する。 〈自社経営とは〉 ・　自社で所有し、経営を行っているもの。 〈共同経営とは〉 ・　プラント会社を共同で所有（株式等）し、経営を行っているもの、又はプラント（他社が所有するものを含む）の構成員として出資し、経営に参画する資格を有するとともに経営について連帯して責任を負い、利益又は欠損金について配分・負担するものであること。 ④所有権、議決権等、上記を確認できる書類を添付する。（申請時点で有効なもの。） ⑤記載様式は様式－７－１とする。
		プラントの所在地	①北海道内に所有しているプラントについて記載する。（上記参照）

地域建設業経営環境評価	①元請として札幌建設管理部と契約を締結している工事（建設指導課発注工事を除く。以下同様。）で、入札参加資格審査申請書の締切日の前日まで（以下この表において、「締切日前日」という。）に工事完成検査を実施し、引渡を行っていない工事について記載する。 ②記入要領等 ・当該年度の工事の受注額は、当初契約金額を記載すること。 ・債務負担工事等の当初の工期設定が年度を超える工事における受注額は、当該年度、当初における支払予定額を記載すること。 　ただし、3か年以上の工事において中間年にあたる場合は、当該年度の最新支払限度額とし、２・3月入札で工期末が次年度となるゼロ国、ゼロ道、翌債等の工事については、当初契約額を記載すること。 ・当初契約において、契約年度内の工期末を設定していた工事で、受注者の責めに帰さない要因による工期延期等に伴い、年度を越えることとなった場合については、契約年度は当初契約額を計上し、完成年度の当該工事受注額は、0円として計算を行う。 ③記載様式は、様式－8とする。 ④申請後において、締切日前日までに完成検査を行った工事については、当該日の翌日までに入札契約課主査まで報告すること。（様式－8）
自己採点申請書	①　自己採点結果、配置予定技術者の氏名、経営環境評価に係る当該年度末完成工事受注額（分子）及び過去5カ年度平均受注額（分母）等を記載する。 ②　記載様式は、様式－9とする。 ③　評価基準等は、別表１０による。

⑷　提出期間等

ア　電子入札システムによる提出期間

令和8年10月13日（火）午前9時から令和8年10月22日（木）午後5時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）。

イ　紙による提出期間等

令和8年10月13日（火）から令和8年10月22日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

(ア) 提出場所

札幌市中央区南11条西16丁目　北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課

(イ) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

なお、技術評価項目申請書は封書のうえ、工事名及び提出者名を表記して提出すること。併せて、その内容をＰＤＦ形式にしたものをＣＤ１枚に収めて提出すること。

⑸　その他

ア　資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ　提出された資料は、返却しない。

ウ　提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ　提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5　入札参加資格の審査等

⑴　入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による一般競争入札であるので,入札に参加しようとする者が３に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い,その結果を令和8年10月30日（金）までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

⑵　自己採点申請書の提出に関する確認

令和8年10月30日（金）までに電子入札システムにより「提案に基づく入札の可否」欄を「可」として通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

⑶　電子入札システムによる通知内容の留意事項

電子入札システムでは、⑴及び⑵の通知は同一画面により行うので、入札参加資格を有すると認められた者のうち自己採点申請書の提出が確認できない者に対しては、自己採点申請書の提出が提出されていない旨を記載し、「競争参加資格の有無」を「無」とし、また、入札参加資格がないと認められ自己採点申請書の提出の確認を行っていない者に対しても「提案に基づく入札の可否」欄を「否」として通知する。

6　入札参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

⑴　**入札参加資格がないと認められた者又は技術評価項目を採用しないと認められた者は、その理由について、令和8年11月6日（金）までに書面により説明を求めることができる。**

なお、書面は次の提出先に持参又は送付すること。

札幌市中央区南11条西16丁目　北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課

⑵　理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日以内に書面により回答する。

7　落札者の決定方法等

⑴　入札参加希望者は価格及び技術評価項目により入札し、入札価格が、予定価格の制限の範囲内である者のうち、政令第167条の10の２第２項に規定する場合を除き、「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑵　入札結果は、開札時において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者及びその入札価格を、電子入札システム（紙で入札した者へは口頭）により通知する。

また、落札者については、開札日もしくは後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対して電子入札システム（紙で入札した者へは郵送）により通知する。

⑶　評価値の最も高い者が２者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。

8　総合評価の方法

⑴　別記の「落札者決定基準」による。

総合評価落札方式による落札者の決定において、週休２日の実施に関する技術提案における技術的所見は、加点評価の対象としないものとする。

⑵　施工体制評価の実施にあたり、「施工体制に係る積算内訳説明書」（以下「積算内訳説明書」という。）の提出依頼があった場合は、依頼のあった日を含め２日以内（休日等を含まない）に提出すること。また、支出負担行為担当者が、ヒアリングを行う必要があると認めた場合は、別途、対面により行うこととする。

9　契約条項を示す場所

札幌市中央区南11条西16丁目　北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課

10　入札書の提出方法等

⑴　入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

⑵　入札書の提出期間等

令和8年11月12日（木）午前9時00分から令和8年11月16日（月）午後3時00分まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）

ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者により競争入札参加資格があると確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、⑸の開札場所へ⑹の開札日時に持参すること。

なお、送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「東雁来江別線舗装（特）工事（補正）入札書等」と朱書きの上、必着とすること。

⑶　初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、提出すること。
　なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認をする入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。
⑷　本工事は、電子契約の対象工事であるため、初度の入札書提出時に契約に関する申出書の電子ファイルを添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、契約に関する申出書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参又は送付により提出すること。
⑸　開札場所
札幌市中央区南11条西16丁目　北海道空知総合振興局札幌建設管理部３階会議室
⑹　開札日時
令和8年11月17日（火）　午前9時30分
11　送付による入札
認める。ただし、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。
なお、送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
12　入札保証金及び契約保証金
⑴　入札保証金
　免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
⑵　契約保証金
　契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の100分の30に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
　なお、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条の定めるところより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。
　また、契約を締結する者が共同企業体の場合は、契約保証金は免除する。ただし、その者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
13　入札書記載金額
　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
14　消費税等課税事業者等の申出
　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
15　図面、仕様書等（以下「設計図面等」という。）の閲覧等
⑴　設計図書等は、閲覧期間中、インターネットにより閲覧することができる。
ア 閲覧期間　　令和8年10月13日（火）から令和8年11月16日（月）まで
イ 閲覧場所　　「建設部見積用参考資料等提供システム（ＱｕＭａＯＳ）
https://www.qumaos-hokkaido.jp/qumaos/」（北海道のホームページにリンク）
⑵　設計図書等に関する質問は、イの簡易システムにて受付を行う。
ア 受付期間　　令和8年10月13日（火）から令和8年11月4日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。
イ 設計図書等への質問受付　　「簡易申請システム　https://www.harp.lg.jp/D9xVfC6t」
⑶　質問に対する回答は、令和8年11月11日(水)までに調達ポータルサイトにより回答するものとし、次のとおり閲覧に供するので、確認すること。
ア インターネットによる閲覧期間　　令和8年10月13日（火）から令和8年11月16日（月）まで
イ インターネットによる閲覧　　「調達ポータルサイト https://www.idc.e-harp.jp/」（その他の公開情報）
16　支払条件
⑴　前払金
契約金額の４割に相当する額以内とする。ただし、低入札調査を受けた者との契約については、２割に相当する額以内とする。
⑵　中間前払金
契約金額の２割に相当する額以内とする。なお、本事項⑶の事項については、契約締結時にいずれかを選択のうえ、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。
⑶　部分払
行わない。
17　契約書作成の要否
　必要とする。
　なお、本工事は、電子契約の対象工事であるため、契約に関する申出書において、電子契約を希望した場合、落札者は、電子契約に承諾したものとみなす。
18　予定価格等
⑴　予定価格
事後公表とする。
⑵　低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び失格基準価格
設定している。
⑶　入札の執行回数は原則２回までとする。
19　落札候補者に対する評価結果の説明
⑴　評価結果の通知は、評価値が最も高く自己採点申請書の審査及び評価の対象となる落札候補者のうち、自己採点申請書の技術評価項目の採点に誤りがあり支出負担行為担当者が修正した場合に限り通知する。
　また、通知を受けた者は、評価結果の理由について、落札者等の通知の日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。
　なお、書面は次の提出先に持参又は送付すること。
　札幌市中央区南11条西16丁目
　北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課
⑵　評価結果の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日以内に書面により回答する。
20　落札者と契約を行わない場合
⑴　落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
⑵　落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
21　ペナルティ
⑴　請負人が自らの責により、提案を履行できない場合は、不履行の度合いに応じて当該工事の工事施行成績を減点する。
⑵　請負人の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び請負人が別途協議して決定する。

22　その他

(1)　紙参加する者は、申請書等受付締切日（電子入札システムにより既に申請書等の提出を行った者が入札書の提出を紙により行うときは、入札書受付締切日）の午後3時までに、紙参加届出書（北海道電子入札運用基準紙様式３）を提出しなければならない。

なお、書面は、次の提出先に持参又は送付すること。

札幌市中央区南11条西16丁目　北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課

(2)　積算内訳説明書を提出した者が低入札価格調査の対象となった場合、入札価格内訳書に代えて用いることとする。

積算内訳説明書提出の際の場所及び期限

提出場所　札幌市中央区南11条西16丁目　北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課（電話 011-561-0436）

提出期限　依頼のあった日から起算して２日後（休日等を含まない）の午後5時

(3)　**労務費ダンピング調査の実施**

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、支出負担行為担当者からその理由の確認を行うため、書面により理由書を提出すること。

なお、理由の回答を拒んだ場合には、合理的な回答が得られなかったこととし、建設Ｇメンへの通報を行います。

(4)　入札の無効

ア　開札の時（落札者の決定前まで）において、３に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した者のした入札は、無効とする。

イ　積算内訳説明書の提出依頼があった場合、上記(2)に掲げる提出期限内に当該説明書を提出しない者の入札は、無効とする。

(5)　この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(6)　この入札の執行は、公開する。

(7)　契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国交省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(8)　技術評価項目を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術評価項目に係る部分の工事に関する落札者の責任は軽減されるものではない。

また、技術評価項目を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償、工事施行成績評定の減点等を行うものとする。

(9)　この入札公告における工事期間等の工事概要は確定しているものではないので、必ず設計図書で確認すること。なお、契約保証の補正率については、公募要件を確認し積算すること。

(10)　この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11)　落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(12)　閲覧に供する図面、仕様書等については、すべて電子データとなり、紙による閲覧用資料はないので留意すること。

なお、閲覧に供した電子データのうち、特記仕様書・位置図・設計図・工事数量総括表・見積用参考資料について、落札者においては契約図書となるので、これらの電子データを必ず取得するとともに保存すること。

(13)　公告の内容に関し不明な点は、北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課（電話011-561-0436）に照会すること。

「３　入札に参加する者に必要な資格」の説明

3の(1)

本工事に対応する建設業法の許可業種は、当該許可をもって入札参加資格を得た舗装工事業です。

3の(8)

本工事と同種で、かつ、概ね同規模と認められる工事は、「 切削オーバーレイ工／A=500m2以上 」の施工実績です。

3の(9)及び(10)

① 国家資格を有する主任技術者とは、１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）、１級建設機械施工技士、２級建設機械施工技士又は技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」に係るものとするものに限る。））の資格を有する者です。また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第７条第２号の規定に該当する者（土木技術者に限る。）です。

ただし、経常建設共同企業体の場合、国家資格を有する主任技術者は上記単体の場合と同様ですが、②に該当する場合には、構成員のいずれか１社が③の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、2級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）又は2級建設機械施工技士を主任技術者とすることができます。

② 下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは下請代金の額の総額）が5,000万円以上（建築工事業の場合は8,000万円以上）となる下請契約を締結する場合には、監理技術者の配置が必要となることから、監理技術者の配置を要する工事に該当すると事前に判断される場合又は該当するか流動的な場合には、工事途中の技術者の変更が生じないよう、当初から監理技術者になりうる資格を有する技術者を配置してください。

③ 監理技術者とは、１級土木施工管理技士、１級建設機械施工技士、技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」に係るものとするものに限る。））の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者として建設業法第１５条第２号ハの規定に該当する者（土木技術者に限る。）で、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。

④ 監理技術者補佐は、③の要件を満たす者又は１級土木施工管理技士補以上若しくは１級建設機械施工技士補以上の資格を有する者であり、監理技術者の職務を補佐する者です。

その他本工事の実施にあたり特段に必要となる資格等の要件

①アスファルトフィニッシャを保有（申請時点で要保有。リース可。）していること。

②営業所に１級舗装施工管理技術者を配置していること。

「1　入札に付する事項」関係

この工事は、フレックス工期制による工事のため、次のことに留意してください。

（１）落札者は、契約までの間に「様式１」により実工期の申出をしてください。

（２）受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とします。

（３）前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内となります。

（４）契約日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は当空知総合振興局の責任において行います。

（５）契約日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはなりません。

ただし、工事着手以外の工事のための資機材の発注、労務者確保等の準備行為は、受注者の責により行うことができます。

（６）契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しません。

「８　落札者決定基準」の説明

落 札 者 決 定 基 準

1　落札者の決定方法

本工事は、次の方法により価格、技術評価項目及び施工体制を評価し、落札者を決定する。

(1)　技術評価項目の評価

技術評価項目の評価は、入札参加資格を有する者には提案内容により次表に基づき技術評価点を付与するものとし、技術評価点の最高点数は合計欄の点数とする。

評価項目		評価基準	配点	
企業の施工能力	過去2年間（令和6年1月1日から令和7年12月31日まで）の各建設管理部発注工事の本工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点 （過去２年間に実績がないものは過去４年間（鋼橋上部工事については、過去８年間））	９５点≦平均点	7.75	7.75
		９４点≦平均点＜９５点	7.60	
		９３点≦平均点＜９４点	7.50	
		９１点≦平均点＜９３点	7.00	
		８９点≦平均点＜９１点	6.50	
		８７点≦平均点＜８９点	6.00	
		８５点≦平均点＜８７点	5.50	
		８３点≦平均点＜８５点	5.00	
		８１点≦平均点＜８３点	4.50	
		７９点≦平均点＜８１点	4.00	
		７７点≦平均点＜７９点	3.50	
		平均点＜７７点	3.00	
	過去3年間（令和5年度～令和7年度）の北海道建設部工事等優秀者表彰（知事感謝状）、北海道新技術・新製品開発賞受賞の有無	表彰あり（令和5年度～令和7年度）　（札幌建設管理部で年１回適用）	0.50	0.50
		表彰なし	0.00	
	過去2年間（令和6年度～令和7年度)の札幌建設管理部工事優良企業表彰の有無	表彰あり（令和6年度～令和7年度）（札幌建設管理部で年１回適用）	0.50	0.50
		表彰なし	0.00	
	ＩＳＯマネジメントシステムの取得	ＩＳＯ９００１を取得	0.50	0.50
		上記以外	0.00	
	過去15年間（平成23年4月1日～令和8年3月31日）の工事箇所と同じ地域での施工実績（建設管理部発注工事）	札幌建設管理部出張所（当別出張所）管内	1.50	1.50
		石狩振興局管内	1.00	
		札幌建設管理部管内	0.50	
		なし	0.00	
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級舗装施工管理技術者	1.00	1.00
		一級舗装施工管理技術者	0.75	
		二級舗装施工管理技術者（有資格期間10年以上）	0.50	
		二級舗装施工管理技術者（有資格期間5年以上）	0.25	
		上記以外	0.00	
	主任（監理）技術者の継続教育	ＣＰＤの証明あり（推奨単位以上取得）	0.50	0.50
		なし	0.00	
	過去3年間（令和5年度～令和7年度）の建設管理部優秀現場代理人表彰の有無	表彰あり（令和5年度～令和7年度）	0.50	0.50
		表彰なし	0.00	
担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用有り（年齢制限なし、札幌建設管理部で年１回適用）	0.50	0.50
		なし	0.00	
	人材育成への取組	人材育成（技術者の育成）の取組あり	0.25	0.25
		なし	0.00	
地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	工事箇所が存する市町村	1.00	1.00
		上記に隣接する石狩振興局管内市町村	0.75	
		石狩振興局管内	0.50	
		入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00	
	プラントの所有	自社経営又は共同経営	0.50	0.50
		なし	0.00	
	プラントの所在地	札幌建設管理部管内に所有	0.50	0.50
		なし	0.00	
経営環境	地域建設業経営環境評価	評価比率＜0.25	3.00	3.00
		0.25≦評価比率＜0.50	2.40	
		0.50≦評価比率＜0.75	1.80	
		0.75≦評価比率＜1.00	1.20	
		1.00≦評価比率＜1.25	0.60	
		1.25≦評価比率	0.00	
減点	過去６ヶ月（令和8年3月1日～令和8年8月末日）の措置による減点（各建設管理部発注工事）	重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	(-1.00)	
		総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	(-1.00)	
計（満点）				18.50

(2)　評価項目の説明

ア 企業の施工能力

(ア) 工事施行成績の実績がない企業は、65点として扱う。

(イ) 工事施行成績の評価対象は、全道における各建設管理部発注工事で令和6年1月1日から令和7年12月31日までに完成し、その後引渡が完了した当該工事と同じ入札参加資格の種類による工事とする。ただし、過去２年間（令和6年1月1日～令和7年12月31日）に実績がない企業は、過去4年間の点数（令和4年1月1日～令和7年12月31日）（鋼橋上部工事については、過去８年間）で評価する。

(ウ) 工事施行成績の平均点は、小数第２位を切り捨て１位止めとする。

(エ) 工事等優秀者表彰の評価対象は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間に当該工事と同じ入札参加資格の種類により受賞した表彰とする。また、北海道新技術・新製品開発賞（道経済部）の受賞企業も評価対象とする。

(オ) 工事等優秀者表彰の配点は0.5点とし、札幌建設管理部において、年１回適用（落札するまで）できる。

(カ)建設管理部工事優良企業表彰の配点は0.50点とし、札幌建設管理部において年１回適用（落札するまで）できる。

(キ) ISOマネジメントシステムの評価対象は、有効期限が公告日以後のものとする。

(ク)地域精通度（施工実績）の対象は、各建設管理部で、平成23年4月1日から令和8年3月31日までの期間に完成し引渡しが完了した最終請負金額５百万円以上の工事とする。

(ケ) 施工実績に該当する工事が複数ある場合は、評価が最も高くなると予想される工事を１つ選択の上、施工実績を証明する資料として、CORINS（工事実績情報サービス）の登録内容確認書（工事実績）、竣工時受領書又は契約書の写し等を提出する。

イ 配置予定技術者

(ア) 有資格期間は、本工事の公告時点における有資格年数とする。

(イ) 技術士の分野は、建設部門とする。

(ウ) 継続教育の種類及び推奨単位は、次のとおりとする。

団体名	評価単位				
	1年間（R7.4.1～R8.3.31）	2年間（R6.4.1～R8.3.31）	3年間（R5.4.1～R8.3.31）	4年間（R4.4.1～R8.3.31）	5年間（R3.4.1～R8.3.31）
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット以上	40 ユニット以上	60 ユニット以上	70 ユニット以上	80 ユニット以上
(公社)土木学会	50 単位以上	－	－	－	－
(公社)日本技術士会	50 CPD時間以上	－	150 CPD時間以上	－	－

(エ) 配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。

(オ) 令和7年度の１年間又は令和8年3月31日までに取得した単位を評価する。

(カ) 優秀現場代理人表彰は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間に配置予定技術者が受賞した表彰とし、他の建設管理部における表彰についても評価対象とする。

(キ) 技術評価項目申請書を提出する際、配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者により提出することができる。ただし、この場合については、各候補者のうち、資格、継続教育及び優秀現場代理人表彰の評価の合計が最も低い者で評価する。

ウ 担い手の育成・確保

(ア)新規の雇用

評価項目の詳細については、別表４による。

エ 地域の守り手確保

(ア) 主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ａ　建設業許可申請書別表又は別紙二⑵の「主たる営業所」の欄に記載されている営業所

ｂ　会社法第27条の本店で、かつ、建設業法第3条の許可を有している営業所 （会社法の確認書類として、直近の定款（表紙、定款制定（変更）年月日及び本店名が記載されている頁の写し等）を提出すること。）

オ 地域建設業経営環境評価

(ア) 評価比率は、次式により算出する。

$$評価比率＝\frac{当該年度未完成工事受注額（円）}{過去５カ年度平均受注額（円）}\begin{matrix}・・・（当初請負金額）\\・・・（最終請負金額）\end{matrix}$$

(イ) 評価比率は、小数第３位を切り捨て２位止めとする。

(ウ) 過去５か年度平均受注額（分母）

ａ　過去５か年は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間に元請として札幌建設管理部と契約を締結した舗装工事（乙型共同企業体（分担施工方式）の舗装工事を含む。）の受注額として設定する。

（ただし、平成3年3月31日以前に契約し、平成3年4月1日以降も工事が継続している工事については、平成3年4月1日以降分を受注額とする。）

ｂ　債務負担工事等で年度を超える工事における受注額は、当該年度の最終支払額とする。ただし、２・3月入札で工期末が次年度となるゼロ国、ゼロ道、翌債等の工事については、契約年度の受注額を0円とし、完成年度の受注額はその工事の最終支払額を計上し、計算を行う。

ｃ　平均受注額の算出にあたり１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。

(エ) 当該年度未完成工事受注額（分子）

ａ　当該年度未完成工事は、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、元請として札幌建設管理部と契約を締結している舗装工事（乙型共同企業体（分担施工方式）の舗装工事を含む。）であり、工事完成検査を実施し引渡しを行っていない工事の受注額として設定する。

ｂ　債務負担工事等の年度を超える工事における受注額は、当該年度、当初における支払予定額とする。ただし、３ヵ年以上の工事において中間年にあたる場合は、当該年度、当初における最新支払限度額とする。また、２・3月入札で工期末が次年度となるゼロ国、ゼロ道、翌債等の工事については、契約年度及び完成年度とともにその当初契約額を計上し計算を行う。

ｃ　当初契約において、契約年度内の工期末を設定していた工事で、受注者の責めに帰さない要因による工期延期に伴い、年度を越えることとなった場合については、契約年度は当初契約額を計上し、完成年度の当該工事の受注額は、０円として計算を行う。

(オ) 再計算の必要がある場合の取扱い

ａ 本工事で落札予定者になった者が、開札当日以前に落札予定者となり、入札参加資格審査申請者等の申請締切日前日までの間に契約していない工事を有している場合は、その契約予定金額を分子に加え再計算を行い評価値を算出する。

ｂ 開札当日複数の入札がある場合については、入札整理番号順に評価値の算出を行うものとし、本工事において落札予定者となった者について、本工事の前の入札整理番号の入札で落札予定者となっている場合（再度入札等で落札予定となる者を含む。）、その契約予定金額を分子に加え再計算を行い評価値を算出する。

ｃ　上記bのうち当該工事が提出対象工事となった場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に評価値を算出し、その後に評価値を順出する。

ｄ 共同企業体での未完成工事受注額については、出資比率により算出する。なお、上記ａ,ｂの取扱いによる場合で、共同企業体として落札予定者となり、かつ、共同企業体の出資比率が未確定の場合は、契約予定金額を構成員の数で割った金額をそれぞれ分子に加え再計算し、乙型工事の場合は、一般土木を担当していれば、契約予定金額の７割、舗装を担当していれば契約予定金額の３割の金額を分子に加え再計算を行い評価値を算出する。

ｅ　再計算を行わなかった入札参加者については、(エ)ａ、ｂ、ｃの額で算出した評価値により技術評価項目の評価結果を通知する。

(カ) 過去５カ年度平均受注額（分母）が０円の場合の取扱い

ａ　当該年度に、札幌建設管理部における受注実績がない場合は、配点を3.00点とする。

ｂ　当該年度に、札幌建設管理部における受注実績がある場合は、配点を0.00点とする。

カ 減点項目

当該工事の公告日の月の７ヶ月前から２ヶ月前までの６ヶ月間（令和8年3月1日～令和8年8月末日）に、各建設管理部が発注する工事において、次に該当する事例があった場合には、技術評価点を減点する。

ａ　重要な瑕疵に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害の賠償の請求を受けた場合。

なお、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。

ｂ　総合評価方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った場合。

なお、該当の有無は工事検査日で判断する。

※ 工事施行成績が減点されている工事の取り扱い

法令遵守（指名停止２ヶ月未満）により工事施行成績が減点されている対象工事については、減点適用期間を最初の１年とし、次年度以降については減点される以前の点数で平均点を算出する。

キ 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

(ア) 工事施行成績

a　共同企業体で施工した場合における工事施行成績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

b　乙型共同企業体（分担施工方式）で施工した場合は、分担した工事の入札参加資格による工事施行成績の実績として評価する。

(イ) 施工実績

共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

(ウ) 地域建設業経営環境評価

共同企業体で施工した工事又は施工中の工事における受注額は、各構成員の出資比率（請負比）により算出した金額とする。

なお、算出に当たり１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。

(エ) 減点項目

共同企業体で施工した工事における重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求、又は総合評価落札方式における技術評価項目の不履行の事例は、各構成員が単独で施工した工事における事例とみなして減点対象とする。

ク 合併等の取扱い

(ア) 合併の場合

合併の事実発生日が、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請以前の場合は、合併存続会社と合併消滅会社の双方の実績等を評価対象とする。

(イ) 事業譲渡の場合

a　事業の全部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日以後、譲渡会社の実績等は、譲受会社の実績等として評価対象とする。

b　事業の一部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日をもって、譲渡会社の実績等を譲受会社の実績等とすることができる。ただし、この場合、事実発生日以後の総合評価落札方式による他の入札において、譲渡会社の実績等はすべて消滅したものとみなして、評価対象外とする。

(ウ) 会社分割の場合

事業譲渡の場合に準ずる。

(エ) (ア)、(イ)において、合併存続会社又は譲受会社が、次のいずれかに該当する場合は、合併消滅会社又は譲渡会社の実績等は、合併存続会社又は譲受会社に継承しない。

a　会社更生法又は民事再生法に基づく手続き開始の申立てがなされた会社である場合。

b　破産法（平成16年法律第75号）による破産申立てがなされた会社である場合。

c　精算手続き中の会社（事業活動を目的とせず、精算の目的の範囲内で存続する会社）である場合。

d　休眠会社（建設業法第29条第３号の規定による許可の取消の要件に該当する事業活動を１年以上休止している会社）である場合。

(3) 価格の評価（価格評価点の算出）

予定価格内で応札した者には、積算能力評価点として20点を付与する。なお、各応札者の価格評価点の算出方法は以下による。

ア　低入札価格調査基準価格以上予定価格以下で応札した者

価格評価点＝100×｛1−（入札額／予定価格）｝+20

イ　低入札価格調査基準価格未満で応札した者

価格評価点＝100×｛1−（低入札価格調査基準価格／予定価格）｝+20（一定）

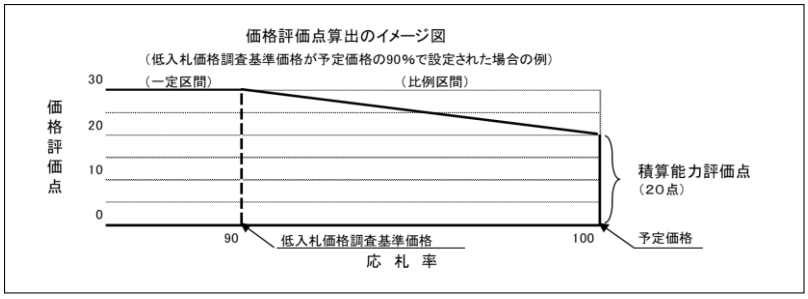

(4) 施工体制の評価（施工体制評価点の算出）

施工体制の評価は、必要がないと認められる場合を除き、開札後に応札した者から「施工体制に係る積算内訳説明書」の提出を求め、その内容を確認し評価する。

なお、必要に応じて積算内訳説明書の記載内容についてヒアリングを実施できることとし、その際には別途追加資料を求めることができるものとする。

ア　施工体制が十分確保されている場合は、評価Ａとして１５点を付与する。

イ　施工体制が概ね確保されている場合は、評価Ｂとして５点を付与する。

ウ　施工体制の確保がされない恐れがある場合は、評価Ｃとして０点とする。

(5) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点+技術評価点+施工体制評価点

※　入札結果を公表する際は、「総合評価競争入札結果一覧表」の価格評価点の桁数を小数第２位までとし、評価値の桁数は、順位が確定するまで記載する。

(6) 落札者の決定

ア　地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、（5）によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

イ　アの評価値の高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

2　責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。なお、採用した提案であっても、施工にあたって監督員等から協議する場合がある。

3　技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者に係る技術評価項目については、工事完了時において履行状況について確認を行う。

4　技術評価項目に係るペナルティ

加点評価された技術評価項目について、受注者が自らの責により遵守することができない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 配置予定技術者

ア　減点は、交代した技術者の資格、継続教育、優良現場代理人表彰の合計点が、入札時に評価したものより劣り、評価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

イ　減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大５点とする。

※申請書に添付する契約書及び設計書について

１　契約書
(1) 契約変更のない場合
　　当初の契約書（写）
(2) 契約変更のある場合
　　当初の契約書（写）及び各設計（契約）変更の通知書（写）
２ 設計書
(1) 設計変更のない場合
　　当初の設計書の次の部分の（写）
　　ア　設計書鑑（施工年度、工事名の確認）
　　イ　類似工事施工実績調書の工事概要欄に記載した内容を確認できる部分
(2) 設計変更のある場合
　　最終の変更設計書の次の部分の（写）
　　ア　設計書鑑（施工年度、工事名の確認）
　　イ　類似工事施工実績調書の工事概要欄に記載した内容を確認できる部分
※　概数で発注される場合は、設計変更があるので、設計変更の有無を充分確認すること。

建設工事競争入札心得（総合評価落札方式）

（総則）

第１条　北海道が総合評価落札方式によって発注する工事請負に係る入札を電子的に行う場合における入札参加に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

（入札保証金等）

第２条　入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、開札日時前に見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

２　前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して９日以上のものでなければなりません。

３　入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

４　入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して９日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

（入札）

第３条　入札参加者は、その使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報をＩＣカード（電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第８条に規定する認定認証事業者が発行した電子的な証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成１３年総務省・法務省・経済産業省令第２号）第４条第１号に規定する電子証明書をいう。）又は商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第１２条の２第１項及び第３項の規定に基づき登記官が発行する電子的な証明書（商業登記規則（昭和３９年法務省令第２３号）第３３条の８第２項に規定する電子証明書をいう。）を格納しているカードのうち、北海道の電子入札システムに利用者登録済みのものをいう。以下同じ。）及び当該電子証明書に係るパスワードを用いて入力し、指定された日時までに支出負担行為担当者の使用に係る電子計算機（以下「電子入札システム」という。）に到達するように送信しなければなりません。

２　入札書を紙により提出する入札参加者は、電子入札用の様式により入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

３　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者、同条第９項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第３条第４号に規定する外国信書便事業者による同法第２条第２項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「　　工事入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者、同条第９項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第３条第４号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第２条第２項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第 54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（代理）

第５条　入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

２　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

３　入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第６条　入札参加者又はその代理人は、電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

２　入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1)　電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報（入札書を紙により提出する場合は、記載金額その他入札要件）が確認できない入札

(2)　入札書を紙により提出する場合において、入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3)　入札書を紙により提出する場合において、入札書に記名押印がない入札

(4)　所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

(5)　一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(6)　代理人が２人以上の者の代理をしてした入札

(7)　入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(8)　郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの

(9)　無権代理人がした入札

(10)　入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）

(11)　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(12)　その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第８条　開札は、電子入札システム上において行い、開札結果を電子入札システムで公開しますので、開札時には必ず自己の使用に係る電子計算機で確認できるよう待機してください。

２　開札においては、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした者全員について、その入札者名及び入札価格のみを発表するものとし、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定します。

　また、入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人に対しては、その場で開札の結果をお知らせします。

　なお、開札には当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせます。

（再度入札）

第９条　開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに初度の入札参加者で再度入札を行います。ただし、予定価格を事前に公表した場合においては再度入札は行いません。

２　再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

３　再度入札を行う場合にあっては、その旨を電子入札システムによりお知らせします。

　　また、入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人に対しては、その場で再度入札を行う旨をお知らせします。

（落札者の決定）

第10条　予定価格の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とします。

２　最も有利な入札者が２人以上いる場合は、電子入札システムが備える電子くじ機能によるくじ引きにより落札者を決定します。

（最も有利な入札者を落札者としない場合）

第11条　開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、最も有利な入札者を落札者としない場合があります。

(1)　当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2)　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるとき。

２　前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

３　第１項の規定により、最も有利な入札者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とします。
（入札保証金等の返還）
第12条　入札保証金又はこれに代える担保は、開札の結果、予定価格の範囲を超える者については開札後に、予定価格の範囲内の者のうち、落札者以外の者については落札者決定後に、落札者については契約締結後にそれぞれ返還します。
２　総合評価の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。
（契約の締結）
第13条　落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から７日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。
（1）契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。
（2）契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合（以下、「電子契約」という。）には支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。
２　入札参加者又はその代理人は、落札者となった場合に希望する契約方法を、支出負担行為担当者が指定する様式により、別途指示する時期までに申し出を行ってください。
３　前項の申し出により、電子契約を希望した場合、電子契約に承諾したものとみなします。
（落札者と契約の締結を行わない場合）
第14条　落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。
２ 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。
（入札保証金等の帰属）
第15条　落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。
２　落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが正当な理由なく契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の５に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。
（契約保証金等）
第16条　契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
（1）保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
（2）保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。
２　前項第１号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。
３　第１項第２号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。
４　契約を締結しようとする者は、第１項の規定による履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券（以下「証券」という。）の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方又は当該工事履行保証委託契約の相手方が定め、支出負担行為担当者が認めた措置を講ずることができます。この場合において、契約を締結しようとする者は、当該証券を提出したものとみなします。
５　契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
６　契約保証金に代える担保として銀行、知事の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。ただし、契約保証金に代えて提供させる担保については、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、支出負担行為担当者が認めた措置を講ずることができます。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなします。
７　低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を契約金額の100分の30に相当する額以上とします。
（入札保証金等の充当）
第17条　落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。
（談合情報に対する対応）
第18条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取又は入札の執行を取りやめることがあります。
２ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。
（入札の取りやめ等）
第19条　前条第１項及び第２項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。
２　電子入札システムに予期せぬ障害が発生したときは、電子入札の執行を延期し、又は中止することがあります。
（入札の辞退）
第20条　入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
２　入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
（1）　入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。ただし、システム障害等のために電子入札システムを利用できないときには、電話等により支出負担行為担当者に申し出ること。
（2）　入札書を紙により提出する入札参加者が辞退するときには、次のとおり申し出ること。
　ア　入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。
　イ　入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。
３　前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。
（不正行為に伴う損害賠償等）
第21条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。
（工事費内訳書の提出等）
第22条 初度の入札書提出時に工事費内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければなりません。なお、入札書を紙により提出する場合は、参加するすべての入札に係る工事費内訳書をあらかじめ作成の上、持参するようにしてください。また、紙による工事費内訳書の提出に当たっては、工事費内訳書を封書の上、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。
２ 工事費内訳書には、見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応する金額を記載しなければなりません。
３ 入札参加者又はその代理人は、その提出した工事費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
４ 第７条各号に掲げるほか、工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費内訳書に係る入札は無効とします。
（1）　工事費内訳書の提出がない場合
（2）　工事費内訳書の記載金額(合計金額)その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合
（3）　入札書を紙により提出する場合において、工事費内訳書に記名押印がない場合
（4）　入札書を紙により提出する場合において、入札者（代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人）以外の者が工事費内訳書を提出した場合
（5）　工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
（6）　見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合
５　前項により入札が無効となった場合は、第９条に掲げる再度入札に参加できません。

別表 ４

	留意事項等
新規の雇用	【評価対象】 ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 ㈠ 過去５年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を（卒業・修了年度を含む４か年度以内）雇用した企業。 ㈡ 過去５年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。 なお、㈠と㈡のいずれの場合においても次の要件を満たすこと。 ・ 令和８年４月１日時点で３か月を超える継続雇用関係にある者。 （継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）とする） ・ 年齢制限は設けない。 【評価期間】 過去５年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、５年前の４月１日から前年度の３月31日までの期間。（令和８年度の場合、令和３年４月１日から令和８年３月31日までの期間） 【評価基準】 ㈠札幌建設管理部において年１回の落札まで、申請ができる。 ㈡ ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ Ⅲ－３－２－２（２）工事等優秀者表彰標準評価項目の「ウ 評価基準（イ）（ウ）」と同様の扱いとする（P28（２）ウ（イ）（ウ）参照）

別表６

	留意事項等
建設管理部工事優良企業表彰	【評価対象】 ・過去２年間の札幌建設管理部工事優良企業表彰（舗装工事）を評価する。 【評価期間】 ・過去２年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、２年前の４月１日から前年度の３月31日までの期間 （公告日が令和８年度の場合、令和６年４月１日から令和８年３月31日までの期間） 【評価基準】 ・札幌建設管理部において年１回申請（落札するまで）できる。 ・ガイドライン　Ⅲ－３－２－２（２）工事等優秀者表彰標準項目の「ウ評価基準（イ）（ウ）」と同様の扱いとする。（P28（２）ウ参照）

別表７

技術評価項目	留意事項等
人材育成への取組	【評価基準】 ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 ①令和７・８年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「人材育成（技術者の育成）」の審査において評価された企業。 ※（技術者の技術力向上への取組として、技術講習会や研修会等への参加により、資格取得など技術力の向上を目指す職員をサポートした企業） ②北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「人材育成（技術者の育成）」と同等の取組を行った実績のある企業。 ※評価期間は、令和７年４月１日から申請日までとする。 ※実施内容が客観的に判断できる資料（開催案内、領収書等）の写しを提出すること。

別記様式

令和　　年　　月　　日

北海道空知総合振興局長　　様

参 加 希 望 者
住　　所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
（共同企業体の場合は企業体名を冠すること）

技術評価項目申請書

簡易型総合評価落札方式のための技術評価項目申請書を提出します。添付資料の内容については、事実に相違ないことを誓約します。
また、落札候補者となった際の発注者による確認において、申請した得点に錯誤があった場合は、その得点の上方修正は認められず、下方修正されることについて承諾いたします。
なお、「減点項目」に該当する場合に、発注者で減点項目欄に減ずる得点を記入し修正することについて承諾いたします。

記

１　工 事 名　　東雁来江別線舗装（特）工事（補正）

２　技術評価項目

・企業の施工能力	（様式－４－１～２）
・配置予定技術者	（様式－５）
・担い手の育成・確保（３）	（様式－６－３）
・担い手の育成・確保（７）	（様式－６－７）
・地域の守り手確保（１）	（様式－７－１）
・地域建設業経営環境評価	（様式－８）
・評価事後審査方式　自己採点申請書	（様式－９）

３　問い合わせ先
担 当 者：
部　　署：
電話番号：

注１　技術評価項目については、**発注者から求められている事項以外は、適宜、削除**すること。
２ 地域建設業経営環境評価（様式-8）【別紙 留意事項】は提出不要とする。

様式－４－１

（※事前登録済みの会社は提出不要
ただし、事前登録内容に変更が生じた場合は、再度登録が必要）

企業の施工能力等調書

工　　事　　名　：　東雁来江別線舗装（特）工事（補正）

会社（構成員）名：

◎　工事施行成績の評価対象は、全道における各建設管理部で、令和6年1月1日から令和7年12月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事とする。
（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

◎　工事施行成績は、当該工事と同じ入札参加資格の工種による工事のものを対象とする。

合計件数	件	合　計　点　数	
		平　　均　　点	

※　平均点は、小数第２位を切り捨て１位止めとする。

※　過去２年間に実績がないものは、「令和６年」を「令和４年」とすること。

ＩＳＯマネジメントシステムの取得（登録）の有無　　（　あり　・　なし　）

※取得（登録）している場合は、下欄に登録年月日、登録番号及び有効期限を記入し、登録証書の写しを併せて提出する。

登録年月日	年　月　日	登録番号	
有効期限	年　月　日		

地域精通度（施工実績）	工　事　名			
	受　注　者　名		受注形態	単体・ＪＶ（出資比率　　%）
	発　注　機　関		施工場所	
	契　約　金　額		工　　期	～

※ 過去15年間における当該工事箇所（地域）の施工実績を記入すること。ただし、各建設管理部発注の最終請負額５百万円以上で元請けとしての施工実績とする。（該当工事が複数ある場合は、評価が高くなると予想される工事1件を記入すること。）

※「受注者名」欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。

※ 施工実績を証明するものとして、契約書の写し並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し又はCORINS登録の写しを提出すること。（事前登録を行っている場合を除く。）

注１　共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

様式－４－２

（※表彰等を申請する場合に提出すること）

企業の施工能力等調書

工　　事　　名　：　東雁来江別線舗装（特）工事（補正）

会社（構成員）名：

・　北海道建設部工事等優秀者表彰（知事感謝状）申請の有無　　（　申請する　・　しない　） ・　北海道新技術・新製品開発賞の受賞（表彰状）申請の有無　　（　申請する　・　しない　） ※　申請する場合は、下欄に表彰年月日及び表彰の種類・部門を記入する。 ※　共同企業体の場合は、表彰がある会社名を記入するとともに、企業体名を記載すること。			
表 彰 年 月 日	年　　月　　日	種類・部門	○○表彰（賞） ○○部門 部門は北海道建設部工事等優秀者表彰の場合
※会社名		※企業体名	

※　「申請」とは、年１回、各建設管理部において申請ができる０．５点をいう。
※　「申請あり」の場合には、感謝状、表彰状の写しを提出すること。

・　札幌建設管理部工事優良企業表彰の申請の有無　　（　申請する　・　しない　） ※　申請する場合は、下欄に表彰年月日を記入する。 ※　共同企業体の場合は、表彰がある会社名を記入するとともに、企業体名を記載すること。		
表 彰 年 月 日	年　　月　　日	
※会社名		※企業体名

※　「申請」とは、年１回、各建設管理部において申請ができる０．５点をいう。
※　「申請あり」の場合には、表彰状の写しを提出すること。

注１　共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

様式－５

配置予定技術者調書（総合評価用）

工事名：　　東雁来江別線舗装（特）工事（補正）

会社(構成員)名：

<table>
<tr><td colspan="3">氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">生年月日</td><td>年　月　日生</td></tr>
<tr><td rowspan="9">資格</td><td colspan="2">種類</td><td>技術士（〇〇部門）</td></tr>
<tr><td colspan="2">取得年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">種類</td><td>級　　施工管理技士</td></tr>
<tr><td colspan="2">取得年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">取得年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">継続教育の取得単位</td><td rowspan="3">団体名</td><td>(一社)全国土木施工管理技士会連合会</td><td>年間　　ユニット</td></tr>
<tr><td>(公社)土木学会</td><td>単位</td></tr>
<tr><td>(公社)日本技術士会</td><td>年間　　CPD時間</td></tr>
<tr><td rowspan="6">各建設管理部優秀現場代理人表彰</td><td colspan="2">申請の有無</td><td>申請する　・　しない</td></tr>
<tr><td colspan="2">他工事と兼任予定</td><td>あり・参加申請中・なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">兼任予定工事</td><td>入札日</td><td></td></tr>
<tr><td>工事名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">表彰年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">表彰機関名</td><td>〇〇建設管理部</td></tr>
</table>

注１　共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

２　配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者の中から、評価の合計が最も低いもの記入すること。（申請した配置予定技術者と実際の配置予定技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となるので注意すること。）

３　記載内容を証明する資料として、資格を証する書面、ＣＰＤ受講証明書及び表彰状等の写しを併せて提出すること。

４　優秀現場代理人表彰は、全道の建設管理部における表彰についても評価対象とする。（なお、他工事と兼任する場合において、当建設管理部発注の兼任する他工事の総合評価で評価されている場合、また、当工事の入札時点で他工事で評価され落札予定者となった場合は、当工事では評価しない。）

５　優秀現場代理人表彰を申請する場合、他工事との兼任、工事名、工期を記入すること。（当建設管理部発注の工事を記入）

なお、他工事と兼任予定欄の「あり」は既発注工事、「参加申請中」は本様式提出時点で他に兼任を予定している入札参加申請中の工事がある場合。

様式－６－３

担い手の育成・確保調書（３）

工　　事　　名　：　東雁来江別線舗装（特）工事（補正）
会社（構成員）名：

<table>
<tr><td colspan="5">新規の雇用の申請の有無　　（ 申請する ・ しない ）
※　申請とは、年１回、各建設管理部において申請ができることをいう。
※　共同企業体の場合は、申請する会社名も記入。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　過去５年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者の雇用。また、過去５年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者の雇用がある場合は、下欄に雇用者の氏名等を記入するとともに、雇用関係の判断できる資料を併せて提出する。</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>会 社 名</td><td></td></tr>
<tr><td>生　年　月　日</td><td colspan="2">年　月　日生</td><td>採用年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">学卒者の雇用の場合</td><td>卒業学校名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>卒業年月日</td><td colspan="3">年　月　日卒業</td></tr>
<tr><td colspan="4">【提出資料】
①　卒業証書又は卒業証明書の写し
②　雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面
③　健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し
＋　健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
④　健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
＋　源泉徴収簿の写し
⑤　３か月を超える継続雇用がされていることがわかる書面
（賃金台帳の写しなど）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">離職者の雇用の場合</td><td>前会社名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">【提出資料】
①　解雇通知書又は離職証明書の写し
②　雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面
③　健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し
＋　健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
④　健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
＋　源泉徴収簿の写し
⑤　３か月を超える継続雇用がされていることがわかる書面
（賃金台帳の写しなど）</td></tr>
</table>

注１　共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

２　提出資料の③、④については、健康保険の加入状況に応じて、どちらか提出すること。

３　3か月を超える継続雇用とは、基準日（令和８年度においては、令和８年4月1日）において3ヶ月を超える雇用があることが必要なため、令和８年1月1日～4月1日まで雇用を継続していることを証する書類が必要となるので留意すること。

４　申請する場合は様式6-3は必要。ただし事前登録を行っている場合は、添付資料は不要。

様式－６－７

（※事前登録済みの会社は提出不要）

担い手の育成・確保調書（７）

工　　事　　名　：　　東雁来江別線舗装（特）工事（補正）

会社（構成員）名：

人材育成への取組

次のいずれかによる

・令和７・８年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における
「人材育成（技術者の育成）」の評価

（　あり　・　なし　）

・北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「人材育成（技術者の育成）」と
同様の取組を行った実績

（　あり　・　なし　）

注１　共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

２　「北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「人材育成（技術者の育成）」と同様の取組を行った実績」による評価の場合は、実施内容が客観的に判断できる書類（開催案内、領収書等）の写しを提出すること。

様式－７－１　　（※事前登録済みの会社は提出不要）

地域の守り手確保等調書（１）

工　　事　　名　：　東雁来江別線舗装（特）工事（補正）
会社（構成員）名：

主たる営業所の所在地	営業所名		住所	

舗装プラントの所有（自社又は共同経営）	プラントの有　無	あり　・　なし	プラント名	
			所在地	
	プラント所有者			

注１　共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。
　２　共同所有の場合は、共有者全員の社名等を記載すること。

様式－８

地域建設業経営環境評価調書

工　　事　　名 ： 東雁来江別線舗装（特）工事（補正）
会 社 （ 構 成 員 ） 名 ：

◎ 当該年度の未完成工事受注額

※ 元請として、当該建設管理部と契約を締結している工事のうち、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに工事完成検査を実施していない工事（予定を含む。）の工事名、受注額等を下欄に記入する。なお、入札公告・契約等が年度末もしくは次年度当初となる工事においては、入札参加申請締切日前日時点の年度内完成予定の工事を当該年度の未完成工事から除外する。

工事番号	工　事　名	受　注　者　名（共同企業体名）	工　期	共同企業体の場合の受注額（円）			当該年度未完成工事受注額（円）※共同企業体の場合③を記入
				受注額（円）　①※全体額を記入	出資比率（請負比）②	構成員としての受注額（円）①×②＝③	
			～				
			～				
			～				
			～				
			～				
			～				
			～				
			～				

◎ 過去5か年度平均受注額　　対象期間：（ 令和　３　年　４　月　１　日 ～ 令和　８　年　３　月　31　日 ）

過去５か年度平均受注額（円）	

注 １　共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。
２　共同企業体で施工中の工事における受注額は、各構成員の出資比率（請負比）により算出した金額とする。
なお、算出にあたり１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。
３　過去５か年度平均受注額の各年度別受注額で、債務負担工事等の年度を超える工事における受注額は、当該年度の最終支払額とする。
ただし、２・3月入札で工期末が次年度となるゼロ国、ゼロ道、翌債などの工事については、契約年度の受注額を0円とし、完成年度の受注額はその工事の最終支払額を計上し、計算を行う。
４　過去５か年度平均受注額の算出にあたり１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。
５　記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚になる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

様式－８ 【別紙　留意事項】

地域建設業経営環境評価調書の記載上の留意事項

【分母＜過去５か年度平均受注額＞について】

① 対象期間
令和３年４月１日から令和８年３月31日

② 対象工事
①の期間に元請として、当該建設管理部と契約を締結した工事のうち、以下の工事を除く全ての工事を対象とする。
＜対象外工事＞
・建設指導課発注工事
・WTO対象工事

③ 債務負担工事等の年度を超える工事における受注額は、当該年度の最終支払額とする。
※　実際の支払日（振込日）が事務処理上、新年度となっていても当該年度として計算する。

④ ③の工事のうち、２月～３月入札で工期末が次年度となる「ゼロ国」、「ゼロ道」、「翌債」などの工事は、以下のとおりとする。
・契約年度の受注額　：　０円
・完成年度の受注額　：　最終支払額

⑤ 平均受注額の算出で１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。

【分子＜当該年度未完成工事受注額＞について】

① 対象期間
当該年度

② 対象工事
当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、元請けとして当該建設管理部と契約を締結している工事のうち、工事完成検査を実施し引渡を行っていない工事で、以下の工事を除く全ての工事のを対象とする。
＜対象外工事＞
・建設指導課発注工事
・WTO対象工事

③ 受注額
④、⑤以外は、当初契約額とする（契約変更があっても当初契約額）

④ 債務負担工事等の当初の工期設定が年度を超える工事における受注額は、当該年度の当初における支払予定額とする。
※　契約変更で当初の支払予定額が変更になっていても、当初の支払予定額とする。

⑤ ④の工事のうち、３か年以上の工事において中間年にあたる場合は、当該年度の当初における最新支払限度額とする。

⑥ ④の工事のうち、２月～３月入札で工期末が次年度となる「ゼロ国」、「ゼロ道」、「翌債」などの工事は、以下のとおりとする。
・契約年度の受注額　：　当初契約額
・完成年度の受注額　：　当初契約額

⑦ 当初契約において、契約年度内の工期末を設定していた工事で、受注者の責めに帰さない要因による工期延期等に伴い、年度を超えることとなった場合については、以下のとおりとする。
・契約年度の受注額　：　当初契約額
・完成年度の受注額　：　０円

⑧ 入札公告・契約等が年度末もしくは次年度当初となる工事における分子の計算は、入札参加締切日前日時点の年度内完成予定の工事を分子から除外して計算を行い、申請締切日以降に手持ち工事が受注者の責めに帰さない要因により年度を超えることとなった場合においても、分子から除外して計算を行うこととする。

⑨ 共同企業体での未完成工事受注額については、出資比率により算出する。

様式－９

評価点事後審査方式　自己採点申請書

工事名	東雁来江別線舗装（特）工事（補正）
会社（企業体）名	

当該工事に関する、総合評価・技術評価事後審査方式に伴う得点申請書を提出します。なお、内容については事実と相違ないことを誓約します。
また、落札候補者となった際の発注者による確認において、申請した得点に錯誤があった場合は、その得点の上方修正は認められず、下方修正されることについて承諾いたします。
なお、「減点項目」に該当する場合に、発注者で減点項目欄に減ずる得点を記入し修正することについて承諾いたします。

評価項目	企業の施工能力等					配置予定技術者				担い手の育成・確保									地域の守り手確保											地域建設業経営環境評価 ※2	減点項目		技術点計
													選択項目						地域の安全安心			地域経済		社会貢献	その他						補（損害賠償）請求	技術評価項目の不履行	
	工事施行成績	建設部工事等優秀業者表彰	建設管理部優良企業表彰	ＩＳＯの取得	地域精通度	資格（配置予定技術者①）※1		ＣＰＤの取得	現場代理人表彰	技術者の追加配置		新規の雇用						人材育成（技術者の育成）の取組	主たる営業所						プラント所有	プラント場所					重要な契約不適合に伴う修		
事前登録の有無 登録あり：○ 登録なし：－																																	
得　点																																	0.00

※1　配置予定技術者の氏名は以下のとおりです。

配置予定技術者①氏名	
配置予定技術者②氏名 ※乙型JVの場合に記載しています。	

※2　経営環境評価の当該年度未完成工事受注額（分子）は、申請時点において、下記のとおりとして算出しています。なお、当該工事の開札までに、新たな受注があり、変更となる場合は、発注者が修正することに同意します。

当該年度未完成工事受注額（分子）		円	評価比率	#DIV/0!
過去5か年度平均受注額（分母）		円		

注１　共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成するとともに、代表の構成員は、共同企業体の自己採点申請書を作成し提出すること。